

第1回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成22年10月8日(金)
午前10時～
泉区役所 4階会議室4D

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議題

(1) 「泉区和泉町住居表示検討委員会規約」について

(2) 検討委員会会長及び副会長選出

(3) 住居表示の制度について

(4) 地域の意見収集の方法について

(5) 意見交換

(6) 次回検討委員会について

5 閉会

第1回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

1 第1回検討委員会資料

資料1 泉区和泉町検討委員会名簿

資料2 泉区和泉町検討委員会規約

資料3 住居表示の概要 (図1 泉区和泉町全体図)

資料4 周知及び意見収集の方法について

2 参考資料

資料5 住居表示に関する法律

資料6 横浜市住居表示整備要綱

泉区和泉町住居表示検討委員会委員名簿

和泉北部地区

新井 永郎	和泉北部連合自治会長
-------	------------

和泉中央地区

日並 勇	和泉中央連合自治会長
黒田 勉	和泉中央連合自治会
笠井 尚子	泉区女性部会
渡辺 明	泉区体育指導委員会

下和泉地区

佐藤 俊男	下和泉連合町内会長
須藤 隆三	地区社会福祉協議会
中村 孝夫	民生委員
坂崎 伸哉	原町内会

富士見が丘地区

佐久間 幹雄	富士見が丘連合自治会長
小林 俊彦	体育指導委員
八木 勇喜	地区社会福祉協議会
太田 祐司	地区経営委員会

中田地区

望月 榮	中田連合自治会長
山本 昭夫	下村町内会

関係機関

神奈川県警察 泉警察署長	松原 敏勝
郵便事業株式会社 横浜泉支店長	星野 信行
横浜地方法務局 戸塚出張所長	甲賀 一郎

泉区和泉町住居表示検討委員会規約

(設置目的)

第1条 泉区和泉町における住居表示の実施を検討するにあたり、関係地域住民の意見を反映させるため、泉区和泉町住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 住居表示実施の賛否に関すること
- (2) 住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域、及び町の名称に関するこ
- (3) 住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関するこ
- (4) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号を掲げる者とする。

- (1) 関係地域の住民組織等の代表者
- (2) 関係地域の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 委員は20人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、泉区和泉町の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 会議の議事は、出席委員の2／3以上の多数決により決する。
- 4 会長が必要と認めたときは、議事に關係のある者に出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。
- 5 会議の開催予定や議事等は、横浜市のホームページに掲載する。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として、関係地域住民に公開する。

- 2 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は会長が定めることとし、先着順とする。
- 4 傍聴者は、会長の指示に従って傍聴しなければならないこととし、これに従わない場合は、傍聴の中止等の必要な措置を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局窓口サービス課内において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年10月8日から施行する。

「住居表示」の概要

1 「住居表示」とは

地番（土地の番号）を使った住所の表し方から、「住居に番号を付ける表示」に改め、合理的で分かりやすく住所を表示します。あわせて、広すぎる町を適切な大きさに分割します。

住所の表示の仕方	現在（地番）	泉区和泉町〇〇〇〇番地〇
	実施後（住居表示）	泉区〇〇（一丁目）〇〇番〇〇号
（参考）泉区中田町2705番地→横浜市泉区	中田北一丁目	9番 14号
	町名	街区番号 住居番号

2 住居表示の対象区域（図1）

横浜市では、市街化区域のうち、土地区画整理、町界町名地番整理の実施済地域等を除く区域を中心に住居表示を実施しています。

（参考） 泉区の面積	23.5km ²
泉区の対象面積	9.4km ² （実施済み面積3.2km ² 、実施率33.9%）
和泉町の面積	8.5km ² （うち対象面積は約2.6km ² ）

3 町区域の整理

（1）新しい町の設定

道路、河川、鉄道等恒久的で明確な地物を境界として、適正な広さの町を設定します。横浜市では、町面積の基準（住宅地域）を0.132～0.165km²としています。

※地形、土地利用形態等を考慮し、地域の実態に合う町界を設定します。町界は公園上の土地の筆界となります。

※分かりやすい町とするため、一部、「取り込み」「取り出し」を行います。

※実施対象区域内の字区域は、実施に伴い廃止されます。

※住居表示実施による自治会町内会区域や通学区域の変更はありません。

（2）町の名称

なるべく従来の名称（公称・通称）に準拠したものとし、簡明なもの、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いものとします。

※町名に「丁目」を付けることがあります。この場合、横浜市（大桟橋）に最も近い地点、もしくは、その区域の中心となる場所を起点とします。

（3）町名の決め方

広くお住まいの方の意見をお聞きして、検討委員会で町名の地元（案）を決定します。横浜市は、検討委員会で決定した町名の地元（案）を尊重して、法律に基づく手続きを行います。

※町名等は、横浜市住居表示審議会への諮問、横浜市議会の議決を経て決定します。

※検討委員会で町名の「たたき台」を検討し、地域にお住まいの方に全戸配付アンケートを実施したいと考えています。

4 街区番号・住居番号の定め方

(1) 街区割り

道路、河川、鉄道等恒久的で明確な地物を境界として、町を街区(ブロック)に分け、連続した番号(街区番号)を付けます。

※街区は、3,000m²～5,000m²、30戸程度で、一つの町に50程度の街区を設置することとされています。

(2) 住居番号の付け方

街区の周囲を10メートル間隔で区切り、起点を定めて右回りに一連の番号(基礎番号)を付けます。街区内の建物について、出入口がどの基礎番号に該当するかによって住居番号を定めます。

※出入口が離れていれば、隣家と住居番号が離れることがあります。逆に、出入口が近ければ同番号になることもあります。

図1 実施前

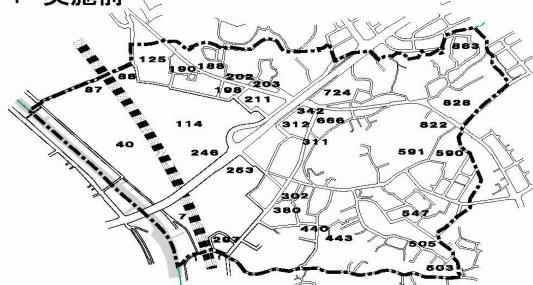


図2 住居表示実施後

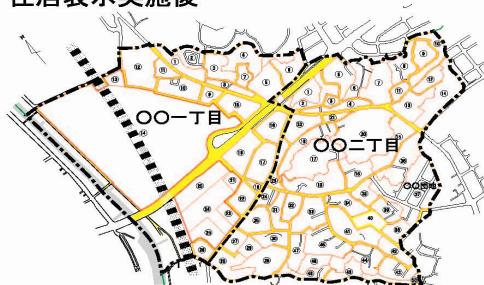
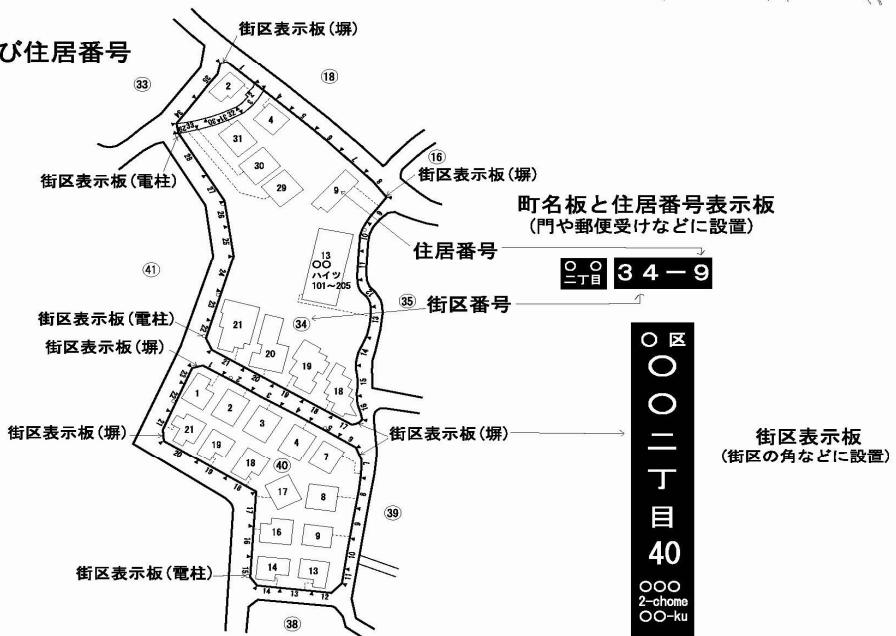


図3 街区及び住居番号



5 表示板の設置

(1) 町名板・住居番号表示板

建物の出入口や郵便受けなど道路から見やすい場所に、「町名板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。

(2) 街区表示板

街区の角などの見やすい場所に、町名・街区番号を記載した「街区表示板」を横浜市で設置・管理します。

6 住居表示実施後の住所の手続き

(1) 新住所の通知

新住所は、実施日の約1か月前に「通知書」をお送りしてお知らせします。また、手続きを説明した「住居表示のしおり」、住居表示板等をお届けします。

(2) 住所変更の手続き

実施日以降、区役所や公共機関の書類は自動的に新しい住所に書き換えられます。ご自身での手続きが必要なものもあります。

ア 住所の変更手続きが不要なもの

住民票、印鑑証明書、戸籍（地区内に戸籍の本籍地がある方）、その他区役所で保管している公簿、水道・ガス・N T T（固定電話）・東京電力・N H K、郵便（郵便貯金、保険を除く）、横浜市立小・中学校及び保育園への住所変更、電子証明書（公的個人認証サービス）

イ 住所変更手続きが必要な主なもの

不動産登記簿（所有権登記名義人住所変更）、運転免許証、車検証、各種免許証・許可証、厚生年金・国民年金等（社会保険事務所）、金融機関・保険会社等の契約、携帯電話の契約、写真付き住民基本台帳カード（「通知書」をご利用いただき、お手続きをお願いします。変更手数料は原則無料です。）

(3) 実施区域内に本籍のある方

戸籍の筆頭者あてに本籍の変更の書類をお送りします。本籍欄の変更手続きの際にご利用ください。

(4) 郵便について

郵便番号が変更になります。郵便物は、住居表示実施後も数年は、旧住所でも配達されます。

(5) その他

住居表示実施後、地区内に住居を新築・建替えした場合は、住居番号を定めるための申請（付番申請）が必要になります。

7 実施時期について

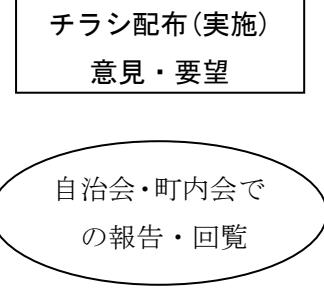
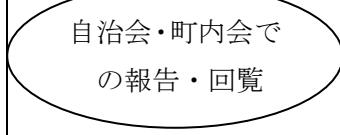
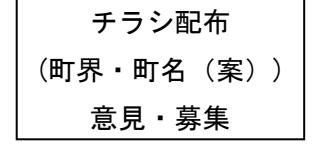
対象面積が広大なため、実施対象区域を区切り、複数年かけて実施します。（市予算の都合上、実施が長期に及ぶ可能性があります。）なお、町界・町名の地元（案）の決定後、関係機関との調整や地元説明会、手続きに約1年を要します。このため、平成24年秋に実施するためには、平成23年夏ごろまでに地元（案）を決定することが必要です。

8 これまでの調整状況（参考）

- ・ 1月…和泉町関係5地区連合自治会町内会長から住居表示実施の要望書提出
- ・ 2～3月…関係5地区連合自治会町内会長及び泉区役所との打ち合わせ
- ・ 4月…泉区連合自治会町内会長会にて説明
- ・ 5月…関係連合自治会町内会定例会等で事業説明（中田連合を除く）
- ・ 6～9月…関係5地区連合自治会町内会長、泉区役所及び関係機関等と調整

9 今後の検討の流れ（予定）

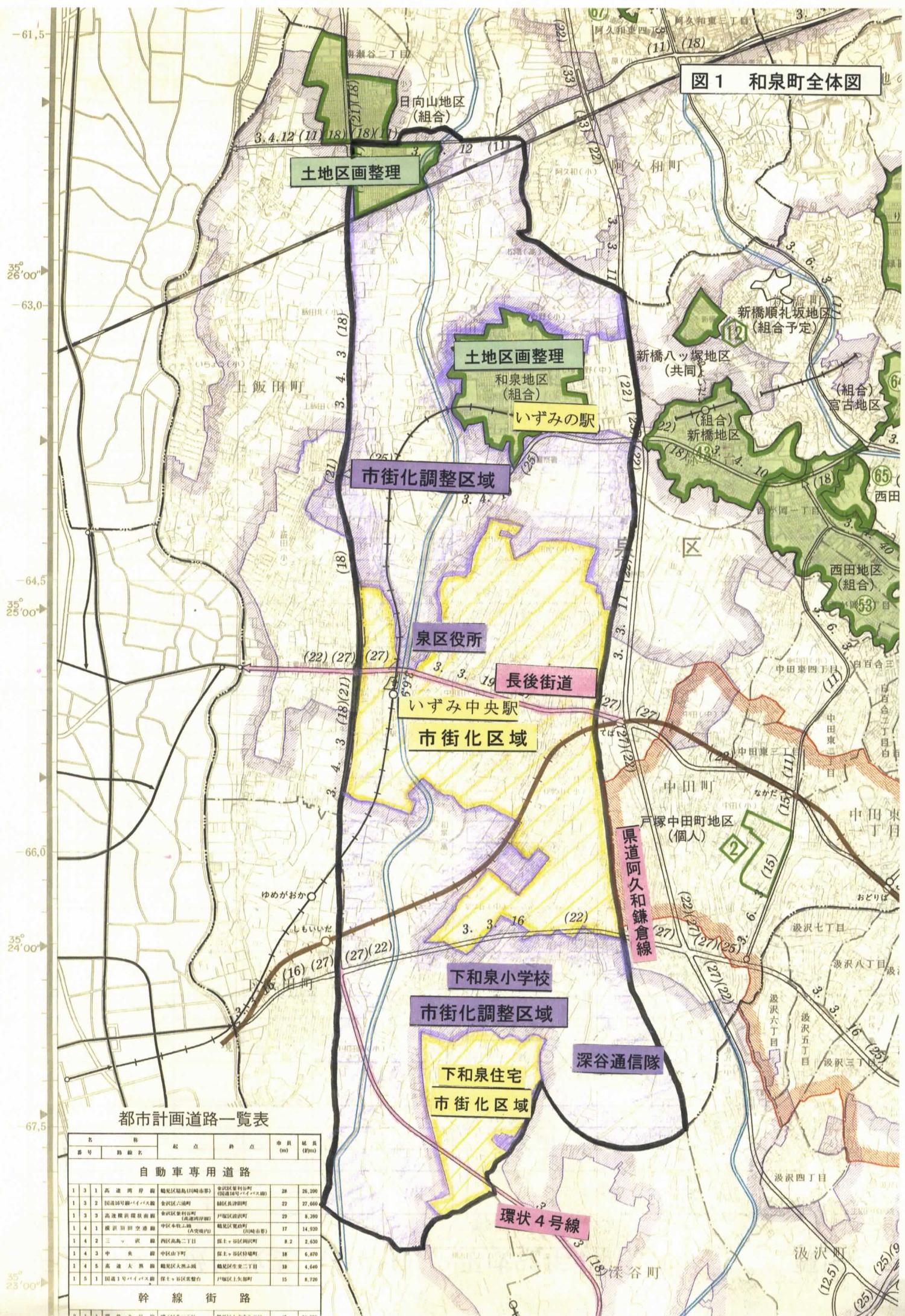
実施対象地区を順次検討していく場合は、毎年「★」の検討を繰り返します。

時期	市	検討委員会	地元周知
平成 22 年 10月 8 日(金)		第一回検討委員会 • 事業概要説明 • 規約について検討 • 周知・意見収集方法等検討	
11月 5 日(金) ※以降 2~3か月に一度開催 ※公図等調査や意見公募を行う時は、次回検討委員会まで期間を設ける場合もあります。	・案に基づき調査	第二回検討委員会 • 実施対象区域の検討 • エリア分け、実施順の検討 • チラシの配付について 検討委員会★ • 新町界（案）の検討 • 新町名（案）の検討 ★ 3~4回程度	
平成 23 年夏	・案に基づき調査	• 新町界案の決定 • 新町名案の決定	
秋	・地元説明会開催		
平成 24 年 1 月 2月 5月 夏	住居表示審議会 基礎調査・案の告示 居住調査 市議会に議案の上程 実施の告示		
秋		地元説明会（手続き） 第一次地区住居表示実施（予定）	

【資料】

図1 和泉町全体図

図1 和泉町全体図



周知及び意見収集の方法について（案）

1 周知等の必要性

地域の皆様には、住居表示実施により、「慣れ親しんだ住所が変わること」や「住所変更の手続き等が必要であること」をあらかじめ周知することが必要です。また、検討結果のみならず検討経過を、隨時お知らせしていくことが求められています。

また、実施区域や新しい町界・町名については、多くの方のご意見を伺いながら、検討を進める必要があります。

2 周知の方法について

（1）各地域でお願いしたいこと

- ・自治会町内会等の班回覧等で、検討委員会の検討内容の周知をお願いします。また、地域からのご意見等がありましたら、次回検討会でご報告をお願いします。
- ・実際の実施地域内での検討にあたっては、検討委員会に地域ごとの部会を設けないため、各地域内で検討の場を設けるなどしてご意見を集約していただくよう、お願いします。

（2）横浜市で実施予定のこと

- ・検討委員会の検討内容及び資料等は、市役所及び区役所のホームページで公表します。
- ・検討経過や決定事項等をチラシにまとめ、必要に応じて全戸配付します。また、地区センター等の地域の施設等にチラシをおいていただくことも検討します。

3 意見集約の方法について

町名や町界の（案）については、検討委員会で原案をご議論いただいた後、アンケートを全戸配付してご意見を募り、ご意見を伺った上で「地域案」として決定したいと考えています。

住居表示に関する法律

昭和37年5月10日 法律第119号
最近改正平成11年12月22日 法律第160号

(目的)

第1条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第1項及び第2項に規定する措置を行なうに当っては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第4条 前項第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、または廃止する場合における手続きその他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第5条 街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準じて定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第5条の2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員

及び長の選挙権を有する者は、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第2項の変更の請求があったときは、市町村長は、直ちに当該変更請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第2項の変更請求があった場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見を聞いた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第2項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第1項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第6条 何人も、住居の表示について、第3条第3項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第2項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第3条第3項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第2項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第7条 第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施並びに第4条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものとの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第8条 市町村は、第3条第3項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域内にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第9条 市町村は、第3条第3項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があったときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第9条の2 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第10条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第3条第1項及び第2項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第3条、第5条、第5条の2及び第8条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 自治大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第11条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第12条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は自治大臣が定める。

(政令への委任)

第13条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（住居表示の実施に関する経過規定）

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えていた市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

（公簿の整理）

3 第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施に伴う第6条第2項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

横浜市住居表示整備要綱

昭和38年2月28日第2回横浜市住居表示審議会で審議決定
昭和48年10月23日第1回横浜市住居表示審議会で一部改正
平成17年1月28日 横浜市住居表示審議会で一部改正

第1 趣 旨

現在、全国に使用されている町界町名地番は、本来住居表示を目的として設けられたものでなく、明治4年地券制度の創設により、主として徵税の目的をもって土地を特定させるための符号として設けられたものを踏襲しているのがその大部分である。

その後数十年に近い時代の推移は、市域の拡大、人口の増加、交通機関の発展に伴い、社会生活の内容の変化は著しくその様相を異にしている。

したがって、現在の市民生活に重大な関係をもつ交通、通信、訪問等の利便、行政の最小単位としての市政の執行、郵便局、法務局、税務署、警察署等関係官公署の行政処理、民間諸企業の業務遂行上の便益から考察して、現行の住居表示方法がはなはだしく不合理であることは明らかである。

特に横浜市にあっては、市勢の発展が明治22年4月1日の市制施行後において驚異的膨張を示しているにかかわらず町域の整理がほとんど行われないため、区域の広狭はなはだしく境界は雑然と入り乱れ、地番においては長年にわたる分合筆の結果、欠番、枝番、飛番を生じ、その混乱は何番地の呼称ではどこをさすのか判然としないのが現状である。

このように、市政の執行、関係官公署の行政処理、民間企業の業務遂行、市民生活の便益が阻害されている今日、ここに市勢の将来と住民福祉の向上を顧慮し、市政百年の礎石を定める目的をもって本整備事業を実施しようとするものである。

第2 整備の範囲及び方針

1 範 囲

全市街地を整備の対象とし、混乱著しい地域より順次行なう。

2 方 針

- (1) この事業は横浜市永遠の礎石を定めるものと解し、局部的、一時的な社会現象はすべて考慮外とする。
- (2) 正しい市民感情と歴史ある伝統の存置は考慮する。
- (3) 通学区域については、直接この事業により変更を伴うものではないが、将来変更を必要とする事態が生じた場合は新町を割らないように考慮することとする。
- (4) 町自治会の所管区域については、自治の本旨に基づき、この事業施行の際の考慮対象とはならない。したがって、異なった町、丁目にまたがることとなても、住民（会員）の意思に従って従来どおり運営されて支障ないものとする。
- (5) 区画整理施行地区については、当該事業の換地処分と同時にを行うものとする。

第3 住居表示整備実施基準

住居表示の方法は「街区方式」による。

1 町名の定め方

- (1) 町名は、なるべく従来の名称（公称、通称とも）に準拠し、整理による混乱を最小限度にとどめるように考慮し、簡単を旨とするとともに、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等を選択採用する。
- (2) 全市を通じて同一町名、類似町名又は他の有名町にまぎらわしい町名は、できるだけ避けるようにする。

- (3) 新たに町の名称を付ける場合、漢字を用いる場合においてはできるだけ常用漢字を用いることとする。
- (4) 市街地においては、町名を用い、字名は使用しないようにする。
- (5) 町の実状に応じて町名に丁目を付することがある。この場合、丁目の起点は、横浜港（大桟橋）に最も近い地点とする。これによりがたいときは、その区域の中心となる場所を定めて起点とすることがある。
- (6) 丁目の数は、なるべく4、5丁目に止どめ、その配列は放射式を原則とし、やむを得ないときは環状式によるものとする。
- (7) 丁目は、従来町の下にあったが、本基準にあっては町と同位とする。

2 町割りの方式

街画式を原則とし、やむを得ない場合は結合式とする。

3 町（丁目）の境界

- (1) 町（丁目）の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設又は著名な地物をもってこれにあてる。
- (2) 住居表示の実施に伴う区界変更については、街区方式の基準に則って、区界の明瞭化をはかるという原則的な立場をとりつつも、区界が持つ多面的な要素を考慮し、総合的判断に立った市案を作成する。関係市民との十分な折衝から、なお、区界変更についての市案に賛同が得られない場合には、現区界のまま住居表示を実施する。

4 町（丁目）の形状及び規模

- (1) 町（丁目）の形状は、その境界が入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団をもって形成する。
- (2) 町（丁目）の規模は、地形地勢等事情の許す限り次の基準に従い、なるべく均等にするよう適当に配分する。

種 別	面 積	備 考
商 業 地 域	66,000 ~ 99,000 平方メートル (20,000 ~ 30,000 坪)	
住 宅 地 域	132,000 ~ 165,000 平方メートル (40,000 ~ 50,000 坪)	
工 業 地 域	330,000 平方メートル 以上 (100,000 坪)	

[備考]

- 1 住宅を含む商業地については、住宅地域の基準による。
- 2 上記工業地域は、主として大工場地域を対象とする場合であって、中小工場地域については別途考慮する。

5 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道等によって区画する。
私道によって画する場合においては、当該私道が公衆用道路として利用されているものなど、容易に変更されないものを採用する。
- (2) (1)により区画された街区の規模が広大で住居表示の単位として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画するものとする。
- (3) 公道で画された街区が狭小に過ぎ、住居表示の単位として適当でなく、隣接の街区と合わせた方がよいと認められるときは、両者をもって一つの街区とする。
- (4) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案し、次の

基準に従って配分する。

面積 3,000～5,000 平方メートル (1,000～1,500 坪)

6 街区符号の付け方

街区符号は、数字を用い、1の(5)に定める丁目の起点に準じ、その中心の最も近い街区を起点とし、連続蛇行式とする。

7 住居番号の付け方

(1) 基礎番号の設定

- ア 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（基礎番号）を付す。
- イ 基礎番号の間隔は、10メートル又は15メートルとする。この間隔は、商業、住宅、工業地域の別により何れかその一を選択し、同一地域内においてはこれを併用しないものとする。
- ウ 基礎番号は、市の中心に近い街区の角を起点として、右回りに当該間隔に順次番号を付するものとする。

(2) 住居番号の設定

- ア 住居番号は、その建物の入口が面している境界線上の基礎番号をもって住居番号とする。
- イ 当該建物が街区の境界線に直面していない場合は、道路が街区の境界線上に有する基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- ウ 家屋の入口又は道路の中心に基礎番号の分岐がある場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- エ 建物に主要な入口が2以上あるときは、市長の認定により主要な入口1を選定し、その入口が面し、又は通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- オ 一街区の全部を一つの建物が占めている場合においても、当該建物の主要な入口が面している基礎番号をもって住居番号とする。
- カ 複数の建物が同一番号となり、市民生活に不便が生じたとき又はそのおそれのあるときは、住居番号に枝番号を付すことができる。

8 住居表示の仕方

横浜市〇〇区〇〇町（丁目）〇番〇号とする。

7の(2)のカにより枝番号を付した場合、

横浜市〇〇区〇〇町（丁目）〇番〇－〇号とする。
(基礎番号) (枝番号)

9 団地における特例

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が一団の土地に集団的に住宅を建設した地域（以下「団地」という。）における町名、町割り、街区割り、住居番号の付け方及び新住居表示の仕方については、下記のとおり特例を認めるものとする。

(1) 町名及び町割りについて

ア 団地のある地域の町割りについては、2から4までに定めるところと基本的に異なるところがないが、その団地が通常の一町又は数町を形成するに足る規模を有している場合には、その形状、周辺の地域との関連性等を勘案し、団地をもって一町又は数町を形成するよう町割りをすることも差し支えないものとする。この場合における町の規模については、4に掲げる事項を勘案するとともに、さらに団地設計の特殊性を加味して定める。

イ アの場合において、住居表示の観点から便宜であると認められるときは、町名の一種として、〇〇団地という呼称を用いることも差し支えないものとする。

(2) 街区割りについて

ア 幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画された当該団地の設計上隣保的区域として設定された区域をもって一街区とする。

イ 団地の周辺において民有地が入り組んで存在する場合においては、民有地を含めて街区を画するものとする。

(3) 住居番号の付け方

ア 棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 棟番号が既に一定の方式によって整然と付けられているものについては、そのまま用いるものとする。

ウ 各戸の番号は、中高層の建物の場合にあっては10の例によるものとし、テラスハウスの場合にあっては、起点になる住居を定め、一定の方向に順序よく整然と付けるものとする。

エ 団地内の管理事務所、集会場等の公共施設又は分譲住宅、一戸建住宅等の中高層以下の建物については6により街区符号を付け、その住居番号については7に定める一般の例により整然と付けるものとする。この場合当該建物に棟番号が付けられている場合にあっては、(3)のウに定めるテラスハウスの場合の例により住居番号を付けるものとする。

オ (2)のイの民有地における住居番号の付け方は、7に定める一般の例によるものとするが、当該街区の中高層の建物に付けられる住居番号と重複しないよう留意する。

(4) 住居表示の仕方

横浜市○○区○○町（丁目）○番 ○ - ○ 号とする。

（棟番号）（各戸番号）

10 中高層建物について

中高層の建物であって、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗若しくは事務所の用途に供することができるもの又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもので必要であると思われるものについては、住居番号の付け方及び住居表示の仕方について、次のとおりとする。

(1) 住居番号の付け方

ア 建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 各戸の番号は、一定の順序をもって整然と付けるものとする。

(2) 住居表示の仕方

横浜市○○区○○町（丁目）○番 ○ - ○号とする。

（基礎番号）（各戸番号）

第4 その他

- 1 住居表示台帳は、原則として縮尺500分の1とし、製図用フィルムにより各街区ごとに作成する。
- 2 新旧対照表及び新旧対照案内図の規格は別途定める。
- 3 表示板の規格、貼付場所の基準等については別途定める。